

令和元年度から引き落としになる方

納付方法	普通徴収 (納付書で納める)		特別徴収 (年金から引き落とし)		
	納付時期	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月
徴収税額	年税額の4分の1(各期)		年税額の6分の1(各月)		

前年度より年金から引き落としがされている方

納付方法	特別徴収(年金から引き落とし)				
	仮徴収			本徴収	
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月 2月
徴収税額	前年度分の年税額の6分の1(各月)			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1(各月)	

※引き落とし開始後に市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などがあった場合は、引き落としが中止となり納付書で納めていただくことになります。

65歳以上の方の年金所得に係る
市民税・県民税は公的年金から
引き落とされます

問 税務課 ☎(55)7123

▼対象となる方／平成31年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者のうち、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務者の方
※介護保険料が年金から引き落とされない方、引き落とされる市民税・県民税の額が老齢基礎年金などの額を超える方は対象にはなりません。

社会福祉課窓口到手話通訳者を
配置します

問 社会福祉課 ☎(55)7115
FAX (26)5515
✉ syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp

社会福祉課に手話通訳者を週1日配置しています。聴覚などの障害で意思疎通を図ることに支障がある方が、庁舎内の窓口で、各種手続きや相談などをされる際に手話通訳を行いますので、お気軽にご利用ください。費用はかかりません。
利用の際は事前に日時などをFAXなどで予約いただくことをお勧めします。

▼配置利用可能日／毎週水曜日
午前9時～正午、午後1時～4時
※ただし、市役所開庁日に限る。

▼場所／社会福祉課

都市計画の案の縦覧

問 都市計画課 ☎(55)7126

▼縦覧場所／都市計画課

▼縦覧期間／6月10日(月)～24日(月)
午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日を除く

▼都市計画の種類・名称／名古屋都市計画生産緑地地区

▼その他／都市計画法第17条第1項の規定に基づき、市民および利害関係人の方は、縦覧期間中に意見を提出することが出来ます。意見書は問い合わせ先へ。(縦覧期間中必着)

ごみの散乱防止・不法投棄禁止!!

問 環境課 ☎(55)7114

紙くず・空き缶・ペットボトル・たばこの吸殻など、ポイ捨てをしないでください。地域の美観を損なうばかりでなく、快適な生活環境にも影響を与えることとなります。ごみの減量・リサイクルの推進に努めましょう。

中小企業の退職金

国の制度がサポートします

問(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎(6907)1234

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。
▼制度のしくみ／事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金は事業主が指定した預金口座から振り替え、全額事業主負担です。従業員が退職したときはその従業員の請求に基づき、中退共本部から退職者へ直接退職金が支払われます。

▼制度の特色(メリット)／

- ・掛金を国が助成(一部対象外あり)
- ・掛金は全額非課税で、手数料不要
- ・社外積立型で管理が簡単
- ・従業員ごとの納付状況や退職金資産額をお知らせ
- ・他の退職金・企業年金制度などとの資産移換も可
- ・家族従業員やパートタイマーの加入も可

議会6月定例会放映のお知らせ

6月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
6月4日(火)	一般質問	6月10日(月)午前10時～・午後7時～
6月5日(水)	一般質問	6月11日(火)午前10時～・午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141